

一般財団法人香川県民間社会福祉施設振興財団基本財産及び退職手当給付金支払準備引当資産管理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人 香川県民間社会福祉施設振興財団（以下「財団」という。）の基本財産及び退職手当給付金支払準備引当資産(以下「基本財産等」という。)の管理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 基本財産等は、財団の人格の基礎であるとともに、事業を行うための基本となる重要な財産であることを踏まえ、これが減少することを厳に避けるとともに、事業のために資する価値を生ずる方法により、管理運用するものとする。

(管理運用の方法)

第3条 基本財産等は、預貯金、元本補填契約のある金銭信託、貸付信託、国債、公債、政府保証債により管理運用するものとする。

2 退職手当給付金支払準備引当資産のうち、信託銀行に信託している資産については、この規程によらず、別に定める退職手当給付金支払準備引当資産の年金資産運用に関する信託契約及び基本方針に基づき、管理運用するものとする。

(運用の期間)

第4条 基本財産等は、原則として5年以上の期間による運用を行うものとする。

2 前項の規定に関わらず、管理運用上やむを得ない事由のある場合には、5年未満の期間により運用することができる。

(管理運用の分散)

第5条 基本財産等は、危険の分散を図るため、特定の金融機関の預貯金や特定の有価証券などに過度に集中した管理運用を行わないものとする。

(理事会の関与)

第6条 基本財産等の管理運用方法については、毎事業年度ごとに理事会の議決により定め、理事長は、その議決された方法に従い、管理運用を行うものとする。

2 理事長は、基本財産等の運用替えを行った際には、直後の理事会に報告し、その承認を得るものとする。

(情報の収集等)

第7条 基本財産等の保全を図るため、財団の事務を担当する職員は、金融機関の信用情報など必要な情報の収集を行い、これを理事長をはじめ役員に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成14年4月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。